

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月12日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部 池田 真由美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03)5289 3111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部 池田 真由美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 100,000,000円 第5回新株予約権証券 677,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 100,947,500円 (注)行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）】

銘柄	コムシード株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。 また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金100,000,000円
各社債の金額（円）	金2,500,000円の1種
発行価額の総額（円）	金100,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円。 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	年率1.0％（固定）
利払日	毎年9月30日及び3月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成28年9月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。 利払日が、銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。 利息の支払場所 コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
償還期限	平成30年6月9日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 償還金額 本社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還の場合は本項第2項第(2)号及び第(3)号に定める金額による。 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> 満期償還 本社債は、平成30年6月9日（償還期限）にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 繰上償還 当社は、平成28年9月10日以降、20営業日前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還することができる。

	<p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。</p> <p>株式会社サイカン（以下、「サイカン社」という。）</p> <p>50,000,000円</p> <p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という）</p> <p>50,000,000円</p>
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期間	平成28年6月10日
申込取扱場所	コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
払込期日	平成28年6月10日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	<p>1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「償還の方法」及び「財務上の特約（担保提供制限）」欄記載の規定に違背し、30営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である）。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、1株につき370円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価（本項第(2)号に定義される。）を下回る価額での発行による転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（本項第(2)号に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記ロの場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合 調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(4) 本項第(1)号 乃至第(3)号より転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年6月10日から平成30年6月9日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 コムシード株式会社 経営管理部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記（注）2 に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (2) 本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

2 【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	271個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	677,500円
発行価格	新株予約権1個につき2,500円（新株予約権の目的である株式1株当たり2円50銭）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月10日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	コムシード株式会社 経営管理部 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
払込期日	平成28年6月10日
割当日	平成28年6月10日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 上野支店

(注) 1. 第5回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成28年5月12日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	コムシード株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式271,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、370円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	100,947,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年6月10日から平成30年6月9日までの期間とする。 但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 コムシード株式会社 経営管理部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 上野支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。但し、本新株予約権付社債の償還又は転換が終了していない場合は、本新株予約権を取得することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

- (1) 当社は、割当予定先との間での締結が予定される「コムシード株式会社第5回新株予約権コミットメント条項付き第三者割当て契約」(以下「本契約」という。)に基づき、本新株予約権を行使することができる期間中のセントレックス市場における当社の普通株式の各取引日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」という。)、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる。
- (2) 条件成就の場合において、当社が割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができる本新株予約権の個数は、条件成就の日のセントレックス市場における当社出来高の15%を、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、1株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限とする。
- (3) 条件成就の日において、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のセントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合、(2)の適用については、上記(2)「15%」とあるのは、「20%」とする。
- (4) 当社が割当予定先に対して行う本新株予約権行使の指示は、条件成就の日の翌日9時まで、行使を求める本新株予約権の数を記載した書面(電子メールを含む。以下「行使指示書」という。)による通知によるものとする。
- (5) 割当予定先が当社より本新株予約権行使の指示を受けた場合、割当予定先は、条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に、行使指示書に定められた個数の本新株予約権を行使するものとする。但し、上記(2)(3)にかかわらず、条件成就日を含む直近7取引日の総行使指示株式数は、割当予定先が当該条件成就日のセントレックス市場における当社の普通株式の普通取引終了時点で株式貸借契約に基づき保有(割当予定先が株式の振替を行うために開設した口座に、当該時点で残高として現に保有していることをいう。)している株式の数から、当該時点で割当予定先が既に新株予約権を行使したものの口座に反映されていない株式があればその数のうち「株式貸借取引に関する契約書」(割当予定先が当社株主の羽成正己との間で平成28年5月12日付にて締結した、当社普通株式を借り受ける契約をいいます。)に基づき貸借している株式の総数を超える株式の数を、控除した株式数を超えないように行われるものとする。

- (6) 当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない事実又は事態(金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実をいう。以下同じ。)が存在する場合、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、当社は本契約に基づく本新株予約権の行使指示を行うことができない。また、割当予定先又は割当予定先と契約を締結している者が、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の重要事実の存在及びその可能性、若しくは当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態の発生及びその可能性に関する認識を有している場合、本契約に基づく行使指定その他の合意等にもかかわらず、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (4) マイルストーン社は、同社に発行済みのコムシード株式会社第4回新株予約権について、当社からの同新株予約権取得通知後から本新株予約権の割当日までに行使を行った場合には、行使された新株予約権と同数について、本新株予約権の割当数から減ずるものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,947,500	4,247,500	196,700,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額（100,000,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（677,500円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（100,270,000円）を合算した金額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用のうち、主なものは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴う価格算定費用であります。発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,700,000円、登記関連費用800,000円、その他諸費用（株式事務手数料及び外部調査費用）747,500円となります。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

(本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
ゲームパブリッシング事業（1）の展開資金	96,700,000円	平成28年6月～ 平成29年8月（2）

ゲームパブリッシング事業における新しいゲームタイトル（版権及びゲームプログラムの使用料など、当該ゲームにかかる権利を指します）の獲得費用並びに新旧ゲームタイトルにおけるプロモーション及び運営にかかる費用に使用いたします。

- 国内外ゲーム開発会社が制作したゲームタイトルのうち、まだ日本国内でサービス提供されていないものを、AppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケット（アプリを販売する専用のインターネットサービス）を通じて販売又はインターネット上でユーザー同士が交流する場（ソーシャルネットワーキングサービス）向けに改良して提供する事業であります。
- ゲーム開発会社から当社に対して、作品のプロモーションや日本国内のスマートフォンゲームユーザーの嗜好に合わせた最適化を一括して依頼するためのライセンス許諾の契約締結時期により、調達資金の支出予定時期を変更する場合があります。その場合には決定した時点で開示いたします。

(本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額	支出予定時期
スマートフォンネイティブアプリ（3）の開発費等	100,000,000円	平成28年12月～ 平成30年5月（4）

大手パチンコ・パチスロメーカーの実機シミュレーターアプリを開発する上で、版権保持者への契約金および最低保証額（ミニマムギャランティー）、開発費、保守費、企画運営も含めた人件費など、スマートフォンネイティブアプリ開発に関連する費用に充当します。

- スマートフォンネイティブアプリとは、スマートフォン端末のWebブラウザ上で動作するアプリケーションとの対比においてこう呼ばれるもので、当社ではAppStoreやGooglePlayなどのアプリマーケットを通じてアプリケーションソフトとして提供され単体動作するゲームアプリケーションのことを指します。Webブラウザ上で動作するブラウザゲームと比べて動作や処理など、ゲーム上の表現がより複雑にできるという長所があるものです。
- 本新株予約権の行使による払込金額は、本新株予約権の行使状況により資金の調達時期及び調達する差引手取概算額には変更があり得ることから、調達資金の支出予定時期及び充当金額を変更する場合があります。当社としましては、本新株予約権の行使が進まず本資金調達が困難になった場合は、収益拡大を最優先とした事業戦略を着実に推進するとともに、その他の資金調達手段についても検討を行ってまいります。

また、資金の調達時期には変更もることからスマートフォンネイティブアプリの資金調達による資金使途については、人員の採用状況やコンテンツの獲得状況等により時期が変更になる場合があります。

当社は、モバイル端末向けにゲームを中心とするアプリの開発・提供を行うモバイル事業を主力事業としております。

当社は、平成24年1月よりグリー株式会社が運営・展開するソーシャル・ネットワーキング・サービス「GREE」において、バーチャルホール『グリパチ』（5）のサービスを開始いたしました。同サービスは、人気のパチンコ・パチスロ機種アプリの配信や各種イベントの開催によりユーザー獲得を進め、平成28年4月には登録者数が300万人となる当社の安定的な事業基盤のひとつに成長して参りました。今後もパチンコ・パチスロ機の人気タイトルをタイムリーに提供し、シェア拡大に努める所存です。

しかしながら、当社の主要事業対象であるスマートフォンゲーム市場においては、市場環境やユーザーの嗜好、トレンドなどが変わるスピードが非常に早いことから、これらの状況をいち早くとらえ、作品に反映させていくことが必要となると考えております。事業の継続性と成長のためには、既存のゲームをそのまま運営するだけではなく、新たなゲームタイトルを継続的にリリースすることが必要であり、更にはその中でヒットする作品を生み出せれば飛躍的な成長を遂げられる可能性があると考えております。

そこで当社は、平成27年5月25日届出書提出の資金調達（以下「前年の資金調達」という）により、「ゲームパブリッシング事業」を開始し、いくつかのゲームタイトルが実際にサービス提供を開始しております。その中でも「ぼけっとアドベンチャー」という2月にリリースされた作品については、累計ダウンロード数が10万を超えております。しかし、本事業を当社の新たな基盤のひとつに成長させるには、プロモーションと、新たなタイトルの確保を、継続して行っていくための費用が必要となってまいります。

今回、本新株予約権付社債によって調達する資金は、ゲームパブリッシング事業において継続して新タイトルをリリースすること、及び同事業におけるプロモーションや運営に使用いたします。新タイトルの獲得費用、及び新旧タイトルにおけるプロモーション、運営にかかる費用に今回の調達資金を使用することで、リリースした作品をターゲットとなるユーザーに幅広く宣伝し、またゲーム運営でユーザー動向に見合ったイベントをタイムリーに実施して顧客満足度を常に高く保ち離脱率を下げ、その上で課金率を向上させることを目的とするものです。

一方で、今後も「グリパチ」以外の収益の柱として、自社開発によるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を推進していくことが、既存事業における収益の拡大と安定化のために重要であると考えております。スマートフォンネイティブアプリの開発においては、一定数の利用者を獲得するまでは先行投資的な支出が続くこと、また、運営費として企画運営の人件費や優良なコンテンツ確保のための契約金及び最低保証額（ミニマムギャランティー）等が先行して支出されるため、人員の採用や契約時から売上金回収までの期間において手元流動性の低下が見込まれることから、本新株予約権によって調達する資金は、スマートフォンネイティブアプリを継続的にリリースするために、アプリ開発費用及び、人件費も含めた運営費用、優良なコンテンツの確保のための費用に都度充当していく所存であります。前年の資金調達の際にも同目的により新株予約権を発行し、資金調達を行いました。株式市場の低迷などもあり、その大部分が未だに行使されていない状況にあります。そのため、現在の株価水準と行使価格の乖離が大きい当該未行使の新株予約権を取得・消却し、新たな新株予約権を発行することで資金を確保し、スピード重視の本業界において、同事業の速やかな遂行を実現したいと考えております。

なお、本新株予約権の行使につきましては、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては行使が進まず、当該状況が継続した場合には、当社の資金需要に沿った資金の確保が困難になる場合もあります。当社としましては本資金調達が困難になった場合には、事業計画の見直しとともに、選択と集中による資金使途以外の事業経費の削減を行うなどの資金繰りを実施し、あるいは別途手段による資金調達の検討も進めていく所存であります。

当社は、上述しましたように、今後当社が成長するためには本資金調達により資金を確保し、収益性の向上に努め事業戦略を着実に推進することで財務状況も改善され、結果として当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと考えております。

- （5）『グリパチ』とは、グリー株式会社が運営するソーシャル・ネットワーキング・サービス「GREE」において、パチンコ・パチスロメーカー各社協力のもと、実際のパチンコホールで稼動しているパチンコ・パチスロ機や、歴代の名機の実機シミュレーターをモバイルで遊ぶことができるバーチャルホールです。現在フィーチャーフォン、Android OS搭載スマートフォン、iOS搭載スマートフォンにおいて、ユーザーに人気の実機シミュレーターをタイムリーに提供し、300万人以上の会員数を抱える人気サービスに成長しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社サイカン
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 角田 俊久
資本金	2,300百万円
事業の内容	関係会社管理
主たる出資者及びその出資比率	Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国） 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社株式を2,900,077株（所有議決権比率55.82%）保有する当社筆頭株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	
名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年5月12日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

（ ）本新株予約権付社債及び本新株予約権証券の発行の目的及び理由

現在の国内における情報通信関連市場では、近年、市場環境が急激に変化を遂げており、海外メーカーの日本市場への参入拡大に加え、スマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及により、スマートフォンアプリ市場及びSNSプラットフォーム向けのソーシャルゲーム市場が引き続き拡大を続けております。その中で、当社が事業を展開しているモバイルコンテンツ市場でも、技術的な革新はもとより、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等に対応することが求められております。

このような事業環境の中で、当社は従来のフィーチャーフォン市場からスマートフォン市場への移行の過程において、スマートフォン向けアプリの開発に必要な収益獲得前の先行投資的な費用の支出の負担増により財務面においても手元流動性が急激に低下し、平成24年3月期より平成26年3月期までの3期連続して営業損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況となり、平成25年3月期第2

四半期より継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。しかしながら当社はこれまで財務リスクの解消に向けて、平成26年3月期、平成27年3月期において資金調達を行い、事業モデルの転換に向けた積極的な展開を行う事で事業活動の安定化を実現し、スマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた成長投資を進めることができ、その結果、平成27年3月期においては、第2四半期累計期間より営業利益、四半期純利益を計上し、通期においても営業利益、当期純利益の計上と、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなり、さらに資金調達により資金を確保いたしましたことで、今後の事業展開における収益性と財務状況を勘案し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消いたしました。

そのような中、当社では「グリパチ」に続く第二、第三の柱となる事業を早期に育成すべく、昨年よりゲームパブリッシング事業を立ち上げ、年度内に数タイトルのリリースを実施いたしました。しかしながら、安定的に収益を上げることのできるゲーム運営には、さらなる投資が必要であることから、ゲームパブリッシング事業における資金を十分に確保する必要があります。本資金調達はゲームパブリッシング事業のタイムリーなビジネス展開により事業拡大を目的とするものであり、将来の当社の成長と収益性の向上に寄与するものと判断しております。

また、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消されたものの、財務体質としては自己資本において繰越欠損金が依然として存在しており、早急な欠損金の解消を望めない状態となっております。そこで、昨年に引き続き、スマートフォンネイティブアプリのビジネスにおいては、機動性と利益確保のため、他社との共同プロジェクトではなく、当社単独でのビジネス展開を重要視しており、十分な投資資金を確保することで収益の拡大を図り、財務体質の健全化を推進すべく、当社の財務状況に照らし、本資金調達を速やかにを行い、この資金調達により財務基盤を確保し、成長に向けた投資を行うことで、収益力の拡大と信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断いたしました。

() 本資金調達方法を選択した理由

当社は、平成27年5月25日届出書提出の資金調達(以下「前年の資金調達」という)においては新たなゲームパブリッシング事業の展開とスマートフォンネイティブアプリの開発に向けた投資資金の確保のため、第三者割当による新株式の発行と第三者割当による新株予約権の発行を選択いたしました。新株予約権についてはその大部分が未行使の状況にあることから、資金調達の見直しをせざるを得ない状況であるため、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について以下のとおり比較検討を進めてまいりました。

銀行借入につきましては、与信枠の問題もあり多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては、多額の資金調達が可能であり既存株主への公平性に配慮した手法ではありますが、資金調達までの期間がかかることや第三者割当に比べ発行コストが割高であることに加え、引受先が集まらないリスクもあることから困難と判断いたしました。

ライツ・オフリングにつきましては、当社が金融取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、いずれも増資決議から新株発行までに比較的時間がかかることと、コストや手間が今回の資金調達額の規模に対して過大となる恐れがあり、現実的ではないと判断いたしました。

第三者割当による新株式の発行につきましては、一度に新株式を発行することで必要資金の調達は可能となりますが、当社株式のように流通性が低い場合、株価変動による影響によっては有利発行や大規模な第三者割当の規制懸念もあり、また同時に1株当たり利益の希薄化が発生することで株価への影響が大きい手法でもあります。当社は、前年の資金調達においてはゲームパブリッシング事業の新規展開資金の確保のため、新たな収益源としてのゲームパブリッシング事業の早期立ち上げの重要性を勘案し、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。今回の資金調達はパブリッシング事業への追加資金であることを考慮し、短期間での資金調達を可能にしつつも希薄化リスクを限定的なものとするために、転換社債型新株予約権付社債の発行を選択いたしました。

新株予約権の発行につきましては、短期間での資金調達には不利であるものの、株主価値の急激な希薄化を避けることが可能であるところから、前年の資金調達においてはスマートフォンネイティブアプリの開発費を目的とした手元資金の確保のため、新株予約権の発行を選択いたしました。しかしながら前年の資金調達において発行した新株予約権の大部分が未行使であり、株式市場の動向などから当面の行使見込みが低いという状況の下で、同目的での資金調達方法を精査した結果、現在の株価水準と行使価格の乖離が大きい当該未行使の新株予約権を取得・消却し、新たに現在の水準を適用した新株予約権の発行による方式を選択することといたしました。

今回の割当予定先に対する本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達方法は、以上の観点から検討し採択したものであります。

本新株予約権付社債には割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きにより本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円の割合で繰上償還ができ、また本新株予約権については3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きにより本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得する事ができる旨の取得条項が付されております。これにより、

当社は事業戦略の状況により資金需要が後退した場合、又はより有利な資金調達方法が確保できた場合には、当社の判断によりこれらの全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。当社といたしましては、既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、短期間に調達した資金を前述の中期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。

() 割当予定先を選定した理由

このような状況から、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける事業会社を割当予定先として検討してまいりました。

なお、本資金調達方法である本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先の検討にあたり、当社が割当先に求める選択基準として重視しましたのは、以下のとおりであります。

1) 当社の経営方針を尊重していただけること

当社の主力事業であるモバイル事業は、専門性が高いだけでなく、状況が目まぐるしく変化する市場での事業展開を行う必要があるため、当社の置かれている事業環境と合わせ、事業の状況をタイムリーに把握した上での経営が重要であると考えております。そのため、割当先の選定にあたっては経営方針に介入せず投資を行い当社の事業内容や中期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけることが望ましいと判断しております。

当社の経営方針を尊重していただける可能性が高い判断材料としては、過去に当社への投資の実績があることが最適と判断しました。

2) 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと

本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって実行することが可能なため、新株発行の場合のように供給が一度に行われる場合に比べ株価への影響と希薄化は抑制できます。また、転換価額を一定の金額で固定することで、交付株式数が当初予定より増加し希薄化を生じさせないことを条件にすることが最適と判断しました。

3) 株式流動性の向上に寄与すること

株式市場における当社株式は市場の流通性が低く、本転換社債型新株予約権や本新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場で売却されることで流動性が向上し、株式需給の急速な変化による株価への影響の軽減にもつながり、市場における売却意思の表明が望ましいと判断しました。

4) 柔軟な資本政策を確保すること

事業環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に買戻しが実行できるように新株予約権付社債及び新株予約権に繰上償還条項及び取得条項を付すことで、一定期間の経過後、当社取締役会決議により払込価額と同額で割当予約先から当社が取得することが可能とする条件に同意できることが望ましいと判断しました。

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価や流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定した金額を下回る可能性があるものの、本資金調達方法によって自己資本の充実による財務基盤の安定化を図り、スマートフォン向けコンテンツビジネスの安定的化と強化を図ることで、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えており、もっとも資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

当社は、これらの選択基準により、今般の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行において、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当先として、サイカン社とマイルストーン社を選定いたしました。

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社につきましては、平成28年3月31日現在当社株式を2,900,077株（所有議決権比率55.82%）保有する当社筆頭株主であり、当社の直接的な親会社としてサイカン社の親会社となるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）とともに、日ごろから当社の事業戦略の実効性、成長の可能性、自己資本の充実の必要性に深い理解を有し、当社の事業推進に対しての支援を表明されております。Cykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）は、韓国のゲームソフト会社であるGRAVITY Co.,Ltd.（NASDAQ上場）の元会長である金正律氏が創設した会社であり、GRAVITY Co.,Ltd.が開発した『ラグナロクオンライン』は世界的なヒットゲームとして、日本ではガンホー・オンライン・エンターテインメント株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目8番1号、代表取締役会長孫泰蔵）が運営しております。金正律氏はオンラインゲーム事業での成功実績からCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）の事業展開における指導的見地により、中長期の事業方針をスマートフォン向けコンテンツビジネスへの展開に転換したことで、当社との事業シナジーを期待し資本提携の維持を図ってまいりました。このためサイカン社も親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.（韓国）とともに、本資金調達につきましても、親会社として、ゲームパブリッシング事業の推進に対しての支援表明と

ともに、当社が海外コンテンツを獲得した場合の事業シナジーが見込めることから今回の資金調達に対して出資の意思表示をしており、平成26年及び平成27年の資金調達において引受先としての実績もあります。

サイカン社は、本転換社債型新株予約権が全部行使された際、同社が引き続き当社の筆頭株主となりますが、サイカン社は、当社とサイカン社の親会社であるCykan Holdings Co., Ltd. (韓国) がスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開を、グループとして、新たな事業方針としており、当社が公表しておりますコーポレートガバナンス報告書において、サイカン社は親会社グループの方針として当社の少数株主の権利を保護し、当社から不当な利益流出を行わないほか、当社の少数株主の権利を尊重するとしており、本転換社債型新株予約権を行使する際も株主価値の急激な希薄化をもたらさないため、他の割当予定先の行使状況を踏まえたうえで行うことの意味を口頭で確認いたしました。また、株式流動性の向上についても理解をいただいております。

また、当社はゲームパブリッシング事業のビジネス展開をする上で、Cykan Holdings Co., Ltd. (韓国) がオンラインゲームで培った海外におけるゲームコンテンツの企画及び開発力により、海外版權獲得による事業シナジーが見込め、他社との差別化を図ることで当社競争力の強化につながるものと考えております。

なお、当社は、同社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開を行っておりますが、親会社グループとの事業の棲分けがなされており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはございません。また、当社の取締役(非常勤)には、親会社と経営情報の交換等を目的として、親会社の財務部長兼海外戦略事業部統括役が就任しておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社の企業グループからの一定の独立性は確保されていると認識しております。

サイカン社の親会社(所有議決権比率100%)であり、当社の実質的な親会社であります。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成21年2月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受の実績があります。当社は、平成26年5月届出書提出の資金調達において割当予定先となり得る事業会社や投資会社等を選定する過程で、当社専務取締役塚原謙次が、平成24年4月に資本政策のご提案を受けておりました本第三者割当増資の設計を担当した株式会社ブルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役社長野口真人、以下ブルータス社)取締役岡田広氏に、割当予定先となり得る候補先の紹介を依頼し、平成26年1月にマイルストーン社をご紹介いただきました。秘密保持契約書(契約期間2年、満了後1年毎の自動更新)を締結後、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、これまで平成26年5月の第2回新株予約権証券及び平成27年5月の第4回新株予約権証券の割当先といたしております。なお、平成26年5月の新株予約権の発行後につきましては、平成26年5月より7月の短期間において新株予約権は全て行使されておりますが、平成27年5月の新株予約権については現時点において7,000株が行使されている状況です。

当社は本資金調達に当たりまして、当社の事業内容や当社グループの中期事業計画に賛同いただき、事業を推進するうえで当社グループの経営に関与しない純投資を目的とした投資を行うとともに、当社の株式の流動性が低いことから投資後は最終的に市場で売却していただくことで流動性の向上に寄与していただける割当予定先として、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断し、平成28年3月に当社代表取締役羽成正己がマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と面談し、経営環境、事業戦略及び本資金調達の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性についてご理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権の行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。また、本資金調達におきましてもこれまでの資金調達と同様に本新株予約権付社債及び本新株予約権に取得条項を付すことを同意されております。

(3) 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権付社債

サイカン社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は135,135株、マイルストーン社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は135,135株であります。

本新株予約権

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は271,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、当社の親会社として親子関係の継続を前提として割り当てを受けており、本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、中長期保有の方針であることを口頭で確認しております。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、口頭にて表明していただいております。転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、本新株予約権付社債の引受けに係る払込みに要する資金について、当社との払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、Cykan Holdings Co., Ltd.（韓国）を親会社とする企業グループにおいて十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、サイカン社の直近の財務諸表（平成27年12月期決算）により現金及び預金の残高（平成27年12月31日現在70百万円）を把握したうえで、サイカン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はサイカン社から預金通帳のコピーを入手して直近の預金残高を確認し、サイカン社は引受に係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社とは、本新株予約権の引受に係る払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で頂戴しております。

また、当社は、マイルストーン社の直近の事業報告書（平成28年1月期決算）により現金及び預金の残高（平成28年1月31日現在897百万円）を把握したうえで、マイルストーン社に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込みについてヒアリングを行いました。当社はマイルストーン社から預金残高照会結果を入手して直近の預金残高を確認し、マイルストーン社は引受に係る払込みに必要な自己資金を保有しており、問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

株式会社サイカン

割当予定先のサイカン社は、非上場企業ではありますが、当社が名古屋証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」において、当社は上場企業として反社会的勢力等に関する方針・行動基準を公表しており、サイカン社が名古屋証券取引所の定める適時開示及び企業行動規範を初めとする諸規定を遵守し、当社の上場維持に協力を表明していることから、サイカン社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割当予定先のマイルストーン社は、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨、反社会的勢力等と意図的に取引等を有していない旨などについて直接確認するとともに、当社は、株式会社ディー・クエスト（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目4番、代表者：代表取締役脇山太介）の反社会的勢力調査レポートの内容からも反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。また、株式会社帝国データバンク（住所：東京都港区南青山二丁目5番20号、代表者：代表取締役後藤信夫）の信用調査レポートの内容で得られ

た企業情報から当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。以上から総合的に判断し、当該割当予定先については反社会的勢力等関係がないものと判断しており、当社は、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先である株式会社サイカン及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債または本社債に付された本新株予約権の一方のみを譲渡することはできません。

また、割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債

当社は本転換社債型新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるブルータス社に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件(株価(取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値)、権利行使期間(2年)、無リスク利子率(-0.248%)、株価変動性(76.35%)、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(イ)当社は基本的には割当先の転換を待つものとする。満期時点において残存する対象新株予約権付社債については償還を行う。ただし、株価が転換価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。(ロ)割当先は株価が転換価格を上回っている場合、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換し、売却にあたっては、1日当たり平均売買出来高(約25,000株/日)の約5%(約1,250株/日)を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする())、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債の発行要項及び割当契約に定められた諸条件)の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値(額面100円当たり98円80銭)を算定しております。

()サイカン社は中長期での保有方針であり、売却を前提としたシミュレーションが不適合であるため、マイルストーン社と同一価格をもって公正価値としております。

本転換社債型新株予約権の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成28年5月11日)の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値である370円といたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価値(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価値)を基準として決定することとされているため、本転換社債型新株予約権の転換価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本転換社債型新株予約権の転換価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの1か月間の終値平均371円に対する乖離率は0.18%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均385円に対する乖離率は3.82%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均438円に対する乖離率は15.59%となっております。

当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス社の算定した公正価値(額面100円当たり98円80銭)と比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回らないこと、また、転換価額についても固定であることから、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権

当社は本新株予約権の発行価額の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者機関であるブルータス社に本新株予約権の価値評価を依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該報告書では、一定の条件(株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定(イ)当社は基本的には割当先の権利行使を待つものとする。ただし、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動するものとする。(ロ)割当先は株価が権利行使価格を上回っている場合、権

利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、1度の権利行使では1個（1,000株）ずつ行使するものとし、売却にあたっては、市場への影響を考慮し、1日当たり平均売買出来高（約25,000株/日）の約4%（約1,000株/日）を目安に、日々売却するものとする。）、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権の発行要項及び割当契約に定められた諸条件）の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした公正価値（新株予約権1個につき2,500円）を算定しております。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成28年5月11日）の名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における当社株式の普通取引の終値である370円といたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本新株予約権の行使価額を決定する際にも、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準と致しました。

なお、本新株予約権の行使価額は、名古屋証券取引所が開設するセントレックス市場における本新株予約権発行に係る取締役会決議日の当該直前営業日までの1か月間の終値平均371円に対する乖離率は0.18%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均385円に対する乖離率は3.82%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均438円に対する乖離率は15.59%となっております。

当社は、本新株予約権の発行価額はブルータス社の算定した公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を2,500円（1株当たり2円50銭）としており、当該発行価額は適正かつ妥当な金額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債の価値評価及び本新株予約権の価値評価を依頼したブルータス社は、主に上場会社及び非上場会社の株式、新株予約権、社債などの診断・査定の実務を営んでいる会社であります。当社は、平成26年1月21日に秘密保持契約を結んだ後、本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値評価にかかる業務委託契約を同社と締結いたしております。当社は、今回の資本調達の見直し過程で、同社についても前述の割当予定先に対する反社会的勢力等との関わりに係る調査を同様に実施し、同社についても反社会的勢力等と関係がないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株予約権付社債の転換による株式数及び本新株予約権の行使による株式数は、それぞれ270,270株及び271,000株と合計541,270株（議決権数5,412個）となり、平成28年5月12日現在の発行済株式総数5,195,995株（議決権数51,956個）に対しては10.42%（議決権比率10.42%）の希薄化が生じます。これにより、既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

また、希薄化を制限する目的として発行済みの第4回新株予約権の未行使新株予約権（行使による株式数268,000株）を平成28年6月10日に取得・消却することを、平成28年5月12日取締役会決議により決定しております。

当社は、スマートフォン向けコンテンツビジネスへのシフトを強化し、平成27年3月期に継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が解消いたしました。今後も当社を取り巻く事業環境の変化が激しいことも見込まれることから、今後当社の新たなビジネス展開となるゲームパブリッシング事業に機動的な資金投入と、スマートフォンネイティブアプリの中期的にビジネス展開を推進し収益拡大を図るには、多額の資金を調達することが必要であります。

しかしながら、前述しましたとおり、銀行借入につきましては現況において与信枠の問題もあり、多額の資金調達は事実上困難な状況であります。また、公募増資及び株主割当増資につきましては当社が過去連続して赤字を計上し無配が続いており現状では引受先が集まらないリスクが高く困難であります。

当社をとりまく事業環境の急激な変化に対応するためには、本資金調達により調達した資金を前述しました「第1-4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」とおり、中期的な施策に充当することにより、事業の強化を図り安定した事業収益とともに持続的な成長を確保するためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

当社としましては、現在のように厳しい経営環境の中、将来継続的且つ安定的に収益を計上できる企業となるためには、新たにゲームパブリッシング事業を展開することで差別化を図り、将来のビジネス基盤に成長すると見込まれるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に向けた当資金調達規模は相当でありまた必要であると考えております。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、本新株予約権付社債の転換価額と同じ1株当たり370円あります。これは平成28年3月期の1株当たり純資産100.46円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であるとと考えております。

また、当社の過去2期の1株当たり当期純利益は、平成27年3月期23.19円、平成28年3月期14.55円といずれも本新株予約権の行使価額を下回っております。調達した資金を新ビジネス領域であるスマートフォンネイティブアプリのビジネス展開に機動的にして投下し、収益の拡大を図り、1株当たり当期純利益につきましても改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしております。

(3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ270,270株及び271,000株と合計541,270株となりますので、平成28年5月12日現在の発行済株式総数5,195,995株(議決権数51,956個)に対して、合計10.42%(議決権比率10.42%)の希薄化が生じますが、希薄化を制限する目的として発行済みの第4回新株予約権の未行使新株予約権(行使による株式数268,000株)を平成28年6月10日に取得・消却することを、平成28年5月12日取締役会決議により決定しております。

当社は、本資金調達において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役会(うち2名は社外監査役)に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役会からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要領の内容及び前述のブルータス社からの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成28年5月12日開催の取締役会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (潜在込) (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (潜在込)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社サイカン	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地	2,900,077	55.82% (53.08%)	3,035,212	52.91%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	(268,000)	(4.91%)	406,135	7.08%
ユーロクリアバンク エスエイ エヌブイ (常任代理人三菱東京UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	134,300	2.58% (2.46%)	134,300	2.34%
鍵谷 文勇	埼玉県川口市	76,500	1.47% (1.40%)	76,500	1.33%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	66,500	1.28% (1.22%)	66,500	1.16%
羽成 正己	東京都板橋区	63,100	1.21% (1.15%)	63,100	1.10%
磯貝 秀治	神奈川県横浜市青葉区	61,200	1.18% (1.12%)	61,200	1.07%
ネクストイノベーション株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番地1号	61,000	1.17% (1.12%)	61,000	1.06%
寶田 全康	福岡県春日市	59,900	1.15% (1.10%)	59,900	1.04%
稲田 光造	東京都港区	55,900	1.08% (1.02%)	55,900	0.98%
計		3,478,477 (3,746,477)	66.95% (68.57%)	4,019,747	70.07%

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の発行済株式総数に、サイカン社及びマイルストーン社に割当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式及び本新株予約権の目的である株式を合算した総数541,270株(議決権5,412個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. マイルストーン社は平成28年5月12日現在で268,000株の新株予約権を保有しておりますが、平成28年5月12日取締役会で同新株予約権を平成28年6月10日に取得・消却することを決議し、同社に通知を行っております。通知日以降取得日までに同新株予約権が行使された場合には、行使された新株予約権と同数について、本新株予約権の割当数から減ずるものとしているため、本新株予約権割当後の所有株式数に変動はありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期）及び四半期報告書（第25期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（追加事項）

(16) 株式価値の希薄化について

当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、株式会社サイカン及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行とマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第5回新株予約権証券の発行を決議いたしました。第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の目的である株式の総数は270,270株、第5回新株予約権証券の目的である株式の総数は271,000株となっております。

平成28年3月31日現在の当社の発行済株式総数は5,195,995株（議決権の数51,956個）で、本第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権証券が全て行使された場合に発行される当社株式は541,270株（議決権の数5,412個）となり、現在の当社の発行済株式総数に対する割合は10.42%（議決権の総数に対する割合は10.42%）となります。したがって、本第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権証券が全て行使され株式が発行された場合、当社1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場の動向によっては需要供給のバランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第24期有価証券報告書の提出日（平成27年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に
いて、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月24日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成27年6月24日開催の当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,000,000株</u>とする。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>（監査役 of 責任免除）</p> <p>第38条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000株</u>とする。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>（監査役 of 責任免除）</p> <p>第38条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

羽成正己、塚原謙次、趙容峻、沈宰範、金道慶を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

岡本光樹を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	24,848			（注1）	可決（52.05%）
第2号議案 取締役5名選任の件					
羽成 正己	24,848			（注2）	可決（52.05%）
塚原 謙次	24,848				可決（52.05%）
趙 容峻	24,848				可決（52.05%）
沈 宰範	24,848				可決（52.05%）
金 道慶	24,848				可決（52.05%）
第3号議案 監査役1名選任の件				（注2）	
岡本 光樹	24,848				可決（52.05%）

（注1） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

（注2） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算していません。

3. 資本金の増減があった場合

後記「第四部 組込情報」に記載の第24期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日（平成27年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月12日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日	7,000	5,195,995	2,564	784,452	2,564	215,561

（注） 新株予約権の行使による増加

4. 最近の業績の概要について

平成28年5月12日開催の取締役会において決議された第25期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	313,607	257,397
受取手形	25,000	21,800
売掛金	214,951	227,556
商品及び製品	5,827	1,499
仕掛品	-	7,978
原材料及び貯蔵品	2,857	2,063
前渡金	13,300	44,261
前払費用	15,087	31,350
未収入金	237	4,749
その他	720	2,397
貸倒引当金	21	-
流動資産合計	591,569	601,053
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,206	16,406
減価償却累計額	8,711	10,017
建物（純額）	7,494	6,388
工具、器具及び備品	50,181	41,427
減価償却累計額	39,087	33,863
工具、器具及び備品（純額）	11,093	7,564
有形固定資産合計	18,588	13,953
無形固定資産		
電話加入権	448	448
ソフトウェア	77,141	45,241
ソフトウェア仮勘定	14,337	-
無形固定資産合計	91,927	45,689
投資その他の資産		
長期前払費用	583	18,202
繰延税金資産	22,218	44,740
差入保証金	23,482	22,546
投資その他の資産合計	46,284	85,488
固定資産合計	156,800	145,131
資産合計	748,369	746,185

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	100,607	120,056
1年内返済予定の長期借入金	16,668	16,664
未払金	22,962	23,006
未払費用	2,809	3,155
未払法人税等	8,969	4,518
未払消費税等	19,529	7,532
前受金	-	7,097
預り金	35,870	8,233
流動負債合計	207,417	190,263
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	100,000	-
長期借入金	16,664	-
退職給付引当金	10,269	10,269
役員退職慰労引当金	19,197	19,197
長期預り保証金	2,427	2,427
固定負債合計	148,557	31,893
負債合計	355,975	222,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,975	784,452
資本剰余金		
資本準備金	113,084	215,561
資本剰余金合計	113,084	215,561
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	402,906	478,021
利益剰余金合計	402,906	478,021
株主資本合計	392,153	521,992
新株予約権	240	2,035
純資産合計	392,393	524,027
負債純資産合計	748,369	746,185

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,212,462	1,203,520
売上原価	765,177	768,808
売上総利益	447,285	434,712
販売費及び一般管理費	1,234,567	1,238,847
営業利益	99,718	45,864
営業外収益		
受取利息	48	72
業務受託料	660	660
貸倒引当金戻入額	567	-
その他	0	178
営業外収益合計	1,275	910
営業外費用		
支払利息	753	420
支払手数料	936	918
株式交付費	-	2,438
社債発行費	5,430	-
営業外費用合計	7,120	3,776
経常利益	93,873	42,998
特別損失		
減損損失	-	3136,700
特別損失合計	-	136,700
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	93,873	93,701
法人税、住民税及び事業税	7,010	3,935
法人税等調整額	22,218	22,521
法人税等合計	15,207	18,586
当期純利益又は当期純損失()	109,081	75,115

〔売上原価明細書〕

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		95,986	12.5	112,562	14.7
外注費		171,388	22.4	150,190	19.5
経費		489,420	64.0	498,787	64.9
当期総製造費用		756,796	98.9	761,540	99.1
期首仕掛品棚卸高		-		-	
計		756,796		761,540	
期末仕掛品棚卸高		-		7,978	
当期製造原価		756,796	98.9	753,562	98.0
期首商品棚卸高		7,053		5,827	
計		763,849		759,389	
当期商品仕入高		7,321		10,966	
他勘定振替高		165		49	
期末商品棚卸高		5,827		1,499	
当期売上原価		765,177	100	768,808	100

(注) 原価計算の方法

個別原価法によっております。

1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貯蔵品(千円)	165	49

2. 経費のうち主なものは次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
情報使用料(千円)	13,988	21,272
著作権料(千円)	407,123	349,052
減価償却費(千円)	12,987	32,357
通信費(千円)	22,925	31,223

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	631,367	62,476	-	62,476	494,549	494,549	17,355
当期変動額							
新株の発行				-		-	
新株の発行（新株予約権の行使）	50,607	50,607		50,607		-	
当期純利益				-	109,081	109,081	
自己株式の取得				-		-	82
自己株式の消却			17,437	17,437		-	17,437
利益剰余金から資本剰余金への振替			17,437	17,437	17,437	17,437	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-		-	
当期変動額合計	50,607	50,607	-	50,607	91,643	91,643	17,355
当期末残高	681,975	113,084	-	113,084	402,906	402,906	-

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	181,939	-	181,939
当期変動額			
新株の発行	-		-
新株の発行（新株予約権の行使）	101,215		101,215
当期純利益	109,081		109,081
自己株式の取得	82		82
自己株式の消却	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	240	240
当期変動額合計	210,214	240	210,454
当期末残高	392,153	240	392,393

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	681,975	113,084	-	113,084	402,906	402,906	-
当期変動額							
新株の発行	49,912	49,912		49,912		-	
新株の発行（新株予約権の行使）	2,564	2,564		2,564		-	
転換社債型新株予約権付社債の転換	50,000	50,000		50,000		-	
当期純損失（ ）				-	75,115	75,115	
自己株式の取得				-		-	
自己株式の消却				-		-	
利益剰余金から資本剰余金への振替				-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-		-	
当期変動額合計	102,476	102,476	-	102,476	75,115	75,115	-
当期末残高	784,452	215,561	-	215,561	478,021	478,021	-

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	392,153	240	392,393
当期変動額			
新株の発行	99,825		99,825
新株の発行（新株予約権の行使）	5,128		5,128
転換社債型新株予約権付社債の転換	100,000		100,000
当期純損失（ ）	75,115		75,115
自己株式の取得	-		-
自己株式の消却	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,795	1,795
当期変動額合計	129,838	1,795	131,634
当期末残高	521,992	2,035	524,027

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	93,873	93,701
減価償却費	17,135	36,296
減損損失	-	136,700
貸倒引当金の増減額(は減少)	30,703	21
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	132	-
受取利息及び受取配当金	48	72
支払利息	753	420
株式交付費	-	2,438
社債発行費	5,430	-
売上債権の増減額(は増加)	63,260	9,405
たな卸資産の増減額(は増加)	1,998	2,855
仕入債務の増減額(は減少)	15,070	19,449
その他の流動資産の増減額(は増加)	12,438	39,960
前払費用の増減額(は増加)	5,681	18,410
長期前払費用の増減額(は増加)	583	21,335
破産更生債権等の増減額(は増加)	30,717	-
その他の流動負債の増減額(は減少)	20,931	2,931
小計	67,797	6,610
利息及び配当金の受取額	48	72
利息の支払額	728	397
法人税等の支払額	2,297	9,736
法人税等の還付額	3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,822	3,451
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,601	200
無形固定資産の取得による支出	81,498	112,337
敷金の差入による支出	266	-
その他の収入	27,864	-
その他の支出	-	27,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,502	140,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	16,668	16,668
株式の発行による収入	-	99,825
株式の発行による支出	-	2,438
新株予約権の行使による株式の発行による収入	99,720	5,082
新株予約権付社債の発行による収入	94,569	-
新株予約権の発行による収入	1,735	1,842
自己株式の取得による支出	82	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	179,274	87,643
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	186,594	56,210
現金及び現金同等物の期首残高	127,013	313,607
現金及び現金同等物の期末残高	313,607	257,397

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	50,000千円	50,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
一年以内返済予定長期借入金	16,668千円	16,664千円
長期借入金	16,664千円	-千円
合計	33,332千円	16,664千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度95%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
広告宣伝費	6,978千円	16,650千円
役員報酬	43,847	43,556
給料手当	146,090	179,875
法定福利費	22,667	26,701
支払報酬	21,095	20,875
減価償却費	4,147	3,938
支払地代家賃	23,431	19,821
支払手数料	26,192	23,771

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	960千円	-千円

3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
なお、前事業年度については、該当事項はありません。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社（東京都千代田区）	ソーシャルゲーム運営関連設備等	ソフトウェア	130,858
		長期前払費用	5,841
合計			136,700

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として資産用途により、事業用資産については主に事業区分ごとの部門単位に資産のグルーピングを行っております。

ソーシャルゲームの一部サービスにおいて、当初予定していた計画の中止及び当初予定していた計画との乖離が発生した各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュフローがマイナスになる見込みとなったため、回収可能価額を零として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	4,513,400	277,000	16,682	4,773,718
合計	4,513,400	277,000	16,682	4,773,718
自己株式				
普通株式（注）2	16,600	82	16,682	
合計	16,600	82	16,682	

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加277,000株は新株予約権の行使によるものであり、減少16,682株は自己株式の消却によるものです。

2．自己株式の株式数の増加82株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少16,682株は消却によるものです。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第2回新株予約権（注）	普通株式	-	277,000	277,000	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	240
	合計	-	-	277,000	277,000	-	240

（注）第2回新株予約権の当事業年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	4,773,718	422,277		5,195,995
合計	4,773,718	422,277		5,195,995
自己株式				
普通株式				
合計				

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使277,777株、有償第三者割当による新株式の発行137,500株、新株予約権の行使7,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第4回新株予約権（注）	普通株式		275,000	7,000	268,000	1,795
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	240				240
合計		-	240	275,000	7,000	268,000	2,035

（注）第4回新株予約権の当事業年度増加は新株予約権の発行によるものであり、当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
現金及び預金勘定	313,607千円	257,397千円
現金及び現金同等物	313,607	257,397

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
無形固定資産償却超過額	102,529千円	126,728千円
保証金償却	1,120	1,326
減損損失	7,880	8,599
未払事業税	757	1,024
退職給付引当金	3,320	3,144
役員退職慰労引当金	6,208	5,878
繰越欠損金	359,777	109,315
その他	1,120	430
繰延税金資産小計	482,716	256,447
評価性引当額	460,497	211,707
繰延税金資産の合計	22,218	44,740

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.64%	33.10%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.28	1.85
住民税均等割	2.44	2.44
評価性引当額の増減によるもの	58.77	5.40
税率変更による期末繰延税金資産の影響額	1.82	3.47
その他	0.40	7.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.20	19.84

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,247千円減少しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は、フィーチャーフォン及びスマートフォン並びにパソコンのインターネットを通じてユーザーに対し、コンテンツの提供や情報の配信を行うモバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	82.14円	100.46円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	23.19円	14.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.08円	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	109,081	75,115
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	109,081	75,115
普通株式の期中平均株式数(株)	4,703,585	5,161,063
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	236,984	
(うち新株予約権(株))	(4,108)	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 (新株予約権の目的となる株式の数120,000株)	

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月24日

コムシード株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成27年4月8日付で第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について権利行使がなされ、全額が株式に転換されている。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の募集を行うことを決議し、平成27年6月11日に払込が完了した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシード株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、コムシード株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月9日

コムシード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。